

議案第24号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築物の制限をする区域に東新小岩二丁目地区地区計画の区域を追加する必要があるの
で、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東京都市計画東新小岩二丁目地区地区計画

別表第2に次のように加える。

東 京 都 市 計 画 東 新 小 岩 二 丁 目 地	計 画 図 に 表 示 す る 住 宅 地 区	1 ホテル 又は旅館 2 畜舎（ ペットと して飼育 する犬、 猫等の畜 舎（床面 積の合計 が15平方 メートル 以下のも のに限 る。）及	80平方メ ートル	1 計画図 に表示す る壁面の 位置の制 限を定め る部分に 面する敷 地上の建 築物につ いて、建 築物の外 壁又はこ れに代わ る柱の面	道路、公園 等に面して 設ける垣又 は柵の構造 は、生け 垣、フェン ス又は鉄柵 とする。た だし、高さ が0.6メー トル以下の 部分につい ては、コン クリートブ ロ
--	--	--	--------------	---	---

区 地 区 計 画		び動物病院、ペットショップその他これらに類するものを除く。)			から道路の境界線までの距離は、0.5メートル。ただし、内角が120度未満で交差する法第42条第1項第1号に規定する道路の角敷地上の建築物（道路状の面からの高さが4.5メートルを超える部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面及び高さ2メートルを超える門又は塀は、敷地の隅を頂点とする二等辺三角形の長			ック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造とすることができる。
	計 画 図 に 表 示 す る 複 合 地 区	1 ホテル又は旅館 2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 3 倉庫業を営む倉庫 4 ぱちんこ屋その他これに類するもの 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 畜舎（ペットとして飼育する犬、						

		猫等の畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものに限る。）及び動物病院、ペットショップその他これらに類するものを除く。）			さ2メートルの底辺となる線まで		
					2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5メートル		
計画図に表示する幹線道路沿道地区	1	ホテル又は旅館					
	2	倉庫業を営む倉庫					
	3	畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の畜舎及び動物病院、ペットショップその他これらに類するものを除く。）					

付 則

この条例は、公布の日から施行する。